

社会福祉施設経営者 様

大 阪 府 福 祉 部 長

最低基準等状況調査書（施設調査書）の提出について（依頼）

日頃は、大阪府の福祉行政の推進につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
社会福祉施設の状況を把握する必要がありますので、社会福祉施設最低基準等状況調査書（施設調査書）を当部福祉人材・法人指導課あてに令和3年6月30日（水）までに提出願います。

記

1 対象施設

大阪府所管の保育所(※)、幼保連携型認定こども園(※)、児童福祉施設、障がい者支援施設、
婦人保護施設、特別養護老人ホーム(※)、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、保護施設

(※)の施設については、「5 提出先の確認について」をご一読願います。

2 提出書類

書類名	備考	
① 施設調査書	法人が運営する施設のうち、大阪府が所管する施設の調査書を提出ください。 様式については、下記のホームページよりダウンロードの上、電子データ をご提出ください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/keisansyorui/index.html	
② 計算書類及び 附属明細書 (※1) (社会福祉法人で所轄 庁が大阪府の場合は、 社会福祉法59条により 別途ご提出いただくた め、提出不要です。)	資金収支計算書	法人単位資金収支計算書 資金収支内訳表（作成されている場合） 事業区分資金収支内訳表（作成されている場合） 拠点区分資金収支計算書（該当施設の拠点区分のもの）
	事業活動計算書	法人単位事業活動計算書 事業活動内訳表（作成されている場合） 事業区分事業活動内訳表（作成されている場合） 拠点区分事業活動計算書（該当施設の拠点区分のもの）
	貸借対照表	法人単位貸借対照表 貸借対照表内訳表（作成されている場合） 事業区分貸借対照表内訳表（作成されている場合） 拠点区分貸借対照表（該当施設の拠点区分のもの） 注記（法人全体） 注記（拠点区分）（作成されている場合）

	拠点区分資金収支明細書 拠点区分事業活動明細書 (該当施設の拠点区分のもので作成されている場合)
② 財産目録	
③ 現況報告書	(社会福祉法人で所轄庁が大阪府の場合は、社会福祉法 59 条により別途ご提出いただくため、提出不要です。)
④ シフト表	令和3年4月分(実績)を提出。
⑤ 各施設の平面図	略図またはパンフレットで可。

(※1) 学校法人等で社会福祉法人会計基準を採用していない法人におかれましては、各法人で作成されている計算書類を提出ください。

3 提出方法

提出については、書類又は電磁的方法(CD-ROMなど)をご郵送ください。
また、大阪府のインターネット申請もご利用いただけます。

<社会福祉法第59条に基づく届出及び施設調書の提出>

<https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/eas/s/index.do?tetudukid=2017050004>

※新型コロナウイルス感染症のまん延の抑制を図る観点から、持参での提出はできる限りお控えくださいますようお願いいたします。

4 提出期限

令和3年6月30日(水)

※新型コロナウイルス感染症の影響により、現にやむを得ず提出書類の作成作業等に支障が生じており、期限までに提出できない場合には、当該支障がなくなり次第、できる限り速やかに提出してください。

5 提出先の確認について

児童福祉施設(保育所、幼保連携型認定こども園)及び老人福祉施設(地域密着型特別養護老人ホーム)につきましては、権限移譲により、設置認可や指導監査の権限が、市町村に移譲されています。

次の対象市町村に所在する児童福祉施設(保育所、幼保連携型認定こども園)及び老人福祉施設(地域密着型特別養護老人ホーム)に係る「施設調書」及び提出書類等につきましては、当該施設が所在する市町村の指示に従ってください。

<p>児童福祉施設(保育所)</p> <p>岸和田市 池田市 泉大津市 貝塚市 守口市 茨木市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 松原市 和泉市 箕面市 柏原市 羽曳野市 門真市 高石市 藤井寺市 泉南市 大阪狭山市 阪南市 島本町 豊能町 能勢町 忠岡町 熊取町 田尻町 岬町 太子町 河南町 千早赤阪村</p> <p><参考ホームページ>認可保育所情報 http://www.pref.osaka.lg.jp/kosodateshien/ninnkahoikusyo/index.html</p>

<p>児童福祉施設（幼保連携型認定こども園）</p> <p>池田市 茨木市 松原市 箕面市</p> <p><参考ホームページ> 認定こども園情報 http://www.pref.osaka.lg.jp/kosodateshien/kodomoen/index.html</p>
<p>老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）</p> <p>岸和田市 池田市 泉大津市 貝塚市 守口市 茨木市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 松原市 大東市 和泉市 箕面市 柏原市 羽曳野市 摂津市 高石市 藤井寺市 泉南市 大阪狭山市 阪南市 島本町 豊能町 能勢町 忠岡町 熊取町 田尻町 岬町 太子町 河南町 千早赤阪村</p> <p><参考ホームページ> 高齢者施設一覧 http://www.pref.osaka.lg.jp/koreishisetsu/sidou/index.html#syakaihukusi</p>

<参考> 施設調書の提出に係る法令等の根拠について

施設の区分	根拠法令
保育所	児童福祉法第46条
幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条、社会福祉法第70条
児童福祉施設	児童福祉法第46条
障がい者支援施設	社会福祉法第70条
婦人保護施設	社会福祉法第70条
老人福祉施設 特別養護老人ホーム・養護老人ホーム 軽費老人ホーム	老人福祉法第18条 社会福祉法第70条
保護施設	生活保護法第44条

（提出先及び連絡先）

大阪府 福祉部 地域福祉推進室

福祉人材・法人指導課 法人指導グループ

TEL 06-6941-0351（内線 2490,2494,2496）

FAX 06-6944-1982